

令和6年4月1日から変更となる点は赤字で記載しています。

(弓削地区) 令和6年4月1日改訂

家庭ごみの正しい出し方

収集日の朝8時までに
集積所に出してください。

分 類		地 区	収 集 日	ご み の 種 類	ごみの出し方
燃やせるごみ		久司浦・沢津・上弓削 緑ヶ丘・引野・明神	毎週 月・木曜日	●台所ごみ（生ごみ、卵殻、貝殻等）●衣類（衣類、毛布） ●プラスチック類（ペットボトル、ポリバケツ、ゴム製品等） ●食用油（布や紙に染込ませる）●皮製品 ●その他（ビニール類、靴、折詰容器、アルミホイル、灰等）	上島町指定ごみ袋に入れ、必ず名前を書いて出してください。 生ごみの水分はよく切って出してください。 金属類は取り除いてください。 指定袋の口はしっかりと結んでください。
		中都・浜都・日比 太田・土生・鎌田	毎週 火・金曜日		
		岳の下・狩尾・大 谷・佐島・藤谷	毎週 火・金曜日	●庭木等の剪定柄等（10kg程度まで） ●発泡スチロール ●木くず ●ダンボール （雨で濡れるなど資源ごみで出せないもの）	50×50×80cm以内の束にし、ヒモで縛って、燃やせる ごみシール（30円）を1束に1枚貼って出してください。 ※量が多い場合は、直接搬入してください。
不燃ごみ	ビン類	久司浦・沢津・上弓削 緑ヶ丘・引野・明神	毎月 第1・3水曜日	●飲料類 ●食品類 ●割れたビン ●化粧品類の空きビン等	中身を空にして出してください。ふたは必ずはずして ください。個人が所有する一斗缶、バケツ等または地区が 管理する（一部）キャリー等に入れて出してください。 排出容器には、必ず名前を書いてください。 収集後は、容器を速やかに各自で持ち帰ってください。 （キャリー等については地区で整理） ※鉢については、量が多い場合最終処分場へ持ち込 んでください。
	ガラス類	中都・浜都・日比 太田・土生・鎌田	毎月 第1・3月曜日	●板ガラス ●ガラス食器 ●鏡 ●LED電球、白熱電球	
	陶器類	岳の下・狩尾・大 谷・佐島・藤谷	毎月 第1・3水曜日	●せともの ●茶碗 ●花瓶等 ●壺 ●鉢（少量に限る。） ●七輪	
資源ごみ	缶 類	久司浦・沢津・上弓削 緑ヶ丘・引野・明神	毎月 第2・4水曜日	●ジュース缶 ●ビール缶	中身を必ず空にして出してください。 ※スプレー缶、カセットボンベは完全に使い切り、穴を 開けずに出してください。 個人が所有する一斗缶、バケツ等または地区が管理する キャリー等に入れて出してください。（一部地区） 排出容器には、必ず名前を記載してください。 収集後は、容器を速やかに各自で持ち帰ってください。 〈小物金属類〉 金属以外は取り除いてください。 釘、ネジ等は袋に入れてください。
		中都・浜都・日比 太田・土生・鎌田	毎月 第2・4月曜日	●スプレー缶 ●菓子缶	
		岳の下・狩尾・大 谷・佐島・藤谷	毎月 第2・4水曜日	●調味料缶等	
	小物金属類	全 地 区	偶数月 第4木曜日	●鍋 ●やかん ●包丁 ●金ざる ●ハサミ ●釘 ●針金 ●栓抜き等 ●一斗缶	〈有害ごみ〉 ボタン電池・充電用電池・携帯電話の電池は取扱いで きませんから「販売店」で処理してください。 カミソリなどの刃先の鋭利なものは、粘着テープで巻 くなどして危なくないようにし、透明な袋などに入れて 出してください。 〈水銀使用廃製品〉 有害ごみと排出容器を分けてください。 また、破損している場合は袋に入れてください。
	有害ごみ			●有害ごみ（乾電池、ライター、カッターの 刃、カミソリ、針） ●水銀使用廃製品（温度計、水銀体温計、蛍 光管等）	
	新 聞		毎月 第 1 木曜日	●新聞紙	
	ダンボール		毎月 第 2 木曜日	●ダンボール類 （断面が波状のもの）	品目ごとに20cm～30cmぐらいにヒモで十字に縛っ てください。 ※粘着テープで縛らないでください。
	雑 誌		毎月 第 3 木曜日	●雑誌類（本・カタログ・教科書等） ●広告類（チラシ） ●空き箱（菓子類等）●厚紙	
粗大ごみ			奇数月 第4 木曜日	●可燃系粗大ごみ（タンス・木製家具・ふとん等） ●不燃系粗大ごみ（電化製品・自転車・ガスコンロ等）	粗大ごみシールを粗大ごみ処理手数料表を確認し、 金額分を貼り付けてください。 直接搬入もできます（料金半額）排出の際は、可燃 系粗大ごみと不燃系粗大ごみを分けてください。

家電リサイクル対象製品	●冷蔵庫 ●冷凍庫 ●テレビ ●エアコン ●洗濯機 ※業務用は除く	購入店または買替える店で引き取ってもらってください。 上記の取扱ができない場合のみ、町で取扱います。 別途、収集運搬手数料が必要です。（直接搬入2,800円）
最終処分場搬入物	●土類 ●石類 ●瓦 ●煉瓦 ●コンクリート殻（鉄筋除く） ●鉢（量が多い場合）	搬入先は、最終処分場になります。クリーンセンター への持ち込みはできません。搬入の際は、必ず役場で 受付を済ませてから持ち込んでください。事業活動に より発生した廃棄物、石膏ボードなどは産業廃棄物の ため、持ち込みできません。
町で収集・処理できない物	●産業廃棄物（建築廃材等）●漁網 ●農業用廃ビニール ●バイク ●農薬 ●劇毒物 ●消火器 ●ガスボンベ（業務用） ●バッテリー ●ピアノ ●タイヤ ●廃油（ガソリン・灯油等） ●FRP 製品 ●船外機 ●パソコン ●その他危険物	販売店または修理業者等に処分を依頼してください。 パソコンは、各メーカーが自主回収しています。 メーカーの受付窓口にお申込みください。

◎粗大ごみ、一時多量ごみ等の直接搬入ごみは、月曜日から金曜日の午後1時30分から午後4時50分の間に搬入してください。